

# 臨床実習指導施設の登録に関する基準

日本放射線技師会

## 1. はじめに

診療放射線技師免許取得のための臨床実習には、一定の規模と教育環境を有する施設での実習が必要不可欠である。そのため、この教育環境を備えている施設を日本放射線技師会が臨床実習指導施設として登録し、臨床実習での指導・監督を依頼する。

また、診療放射線技師免許取得後一定期間を経過した診療放射線技師や海外研修生等の臨床技術および知識の向上、ならびに再教育の場としても活用する。

## 2. 臨床実習指導施設登録審査委員会

- 1) 会長は臨床実習指導施設登録審査委員会委員長（以下委員長という）を推薦し、理事会の議を経て本会会長が委嘱する。
- 2) 臨床実習指導施設登録審査委員会委員は委員長が推薦し、本会会長が委嘱する。
- 3) 委員長は臨床実習指導施設登録審査委員会（以下委員会という）を管掌し、本制度の円滑な運営を図る。
- 4) 委員会は臨床実習施設の認定資格審査業務および認定資格更新審査業務、並びに臨床実習指導者を育成するための諸事項について審議検討する。

## 3. 臨床実習指導施設の登録申請区分

臨床実習指導施設の登録申請区分は以下の通りとする。ただし、該当申請区分に関する装置を有していなければならない。

- 1) 一般撮影
- 2) 高度画像診断
- 3) 核医学
- 4) 放射線治療

## 4. 臨床実習指導施設の登録要件

臨床実習指導施設の登録を申請する施設は次に示す各項を満たさなければならない。

- 1) 1名以上の臨床実習指導者を有すること。
- 2) 臨床実習が行われるのに十分な診療放射線技師が配置され、放射線部門の管理運営が適切に行われていること。ただし、診療放射線技師は（財）医療研修推進財団主催の「診療放射線技師実習施設指導者等養成講習会」を修了し、放射線機器管理士もしくは放射線管理士の認定を有している者が望ましい。
- 3) 医療被ばくの低減に努めていること。
- 4) 業務の安全管理、放射線被ばく防護が適切に行われていること。
- 5) その他本会が定めた事項。

## 5. 臨床実習指導者の要件

臨床実習指導者は各指導内容に対する専門的な知識に優れ、十分な経験と実績を兼ね備えた教育者でなければならないため、次に示す各項を満たさなければならない。

- 1) 申請時において5年以上継続して本会の会員である者。
- 2) 臨床実習指導教員認定資格を有する者。
- 3) 申請区分に該当する臨床技術能力検定を有する者。
- 4) 臨床実習指導者1人当たりが教育する学生数は2名以内とする。(平成15年度厚生労働省医政局長通知)

#### 6. 臨床実習指導施設の登録申請

臨床実習指導施設として登録を申請する施設は、次の各項に示す書類を施設長名で提出しなければならない。

- 1) 臨床実習指導施設登録申請書(様式1)
- 2) 臨床実習指導者の履歴書および在籍証明書
- 3) 臨床実習指導教員認定証の写し
- 4) 臨床技術能力検定認定証の写し、ただし、該当申請区分に関する臨床技術能力検定でなければならない
- 5) 必要に応じて(財)医療研修推進財団主催の「診療放射線技師実習施設指導者等養成講習会」修了証の写し、および放射線機器管理士、放射線管理士の認定証の写し
- 6) 臨床実習指導計画書(様式2)

#### 7. 臨床実習指導施設の登録審査と更新

- 1) 委員会は新たに申請された施設に関して、申請書類によって審査を行う。
- 2) 委員会および常務理事会の議を経て登録された施設に対して臨床実習指導施設登録証を交付する。
- 3) 施設登録は5年ごとに更新するものとする。
- 4) 臨床実習指導施設において臨床実習指導者の異動等があった場合は、すみやかに委員会に届け出なければならない。

#### 8. 臨床実習指導施設の資格喪失

- 1) 臨床実習指導施設の登録要件に該当しなくなったとき。
- 2) 正当な理由を付して臨床実習指導施設としての資格を辞退したとき。
- 3) 臨床実習指導施設として登録された日から満5年を経て新たに登録更新を受けないとき。
- 4) 臨床実習指導施設として委員会および常務理事会の議を経て不相当と認められた場合。
- 5) 臨床実習指導施設の資格を喪失した施設は臨床実習指導施設登録証を本会に返納しなければならない。

#### 9. 教育プログラム

- 1) 臨床実習指導者の教育プログラムに関する事項は本会が管掌する。
- 2) 本会は臨床実習指導者の教育プログラムとして、教育セミナーの企画、研修カリキュラムの作成等の業務を行う。

#### 10. 教育セミナー

- 1) 教育セミナーは臨床実習指導者にとって必要な基礎的、臨床的知識と倫理、臨床実習の

あり方等を教育し、診療放射線技師の技術および質の向上を目的とする。

- 2) 教育セミナーは本会が主催して年1回以上施行する。
- 3) 教育セミナー参加者には本会会長が参加証を交付する。

#### 1 1. 基準の変更

本基準の変更は委員会の議を経て、理事会の承認を得るものとする。

#### 1 2. 細則

本基準の施行に伴う細則は別に定める。